

給水装置工事申込承認書

工事種別	新設	変更	移設	仮設	撤去	修繕	その他()			
	1	外部工事有り()		専用給水装置	共用給水装置()					
	2	メーター工事								
	3	止水栓以下のみの工事								
申込者	住所 (方書も)	丁目 番号 町 番地			入居(予定)日					
	ふりがな	電話			平成 年 月 日					
給水装置所在地	丁目 番号 町 番地			アパート、店舗等の名称						
使用者氏名	ふりがな	氏名	印	用途	一般	工場	浴場	臨時	共同	入戸総戸
指定給水装置工事事業者 (給水装置工事主任技術者) 連絡先(携帯電話)	印 印			委任状 給水装置工事の申込、施工ならびに新設負担金等の予納および精算に関する一切の権限を左記の者に委任します。						
メーター口径	メーター番号	検満	新設負担金	メーター取付(予定)日	メーター	交付者				
mm		/	円	年 月 日	新・改	印				

草津市上水道給水条例第7条の規定に基づき申請のあった給水装置工事について、承認します。
令和 年 月 日 草津市長 橋川 渉

--

<上下水道部からのお知らせ>

- 市では、2月ごとの検針と、定期的にメーターの交換を行っています。検針や交換作業に支障がおきないように、ご協力をお願いします。
- 家の増改築や、造園などで、メーターなどの給水装置の移設工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者へご相談ください。
- メーターなどの給水装置の設置場所が不適正になった場合は、改修していただくこととなりますので、ご注意ください。

メーター新設負担金(加入金)

口径	金額
φ13	85,000 円
φ20	190,000 円
φ25	365,000 円
φ30	710,000 円
φ40	1,510,000 円
φ50	2,550,000 円
φ75	5,790,000 円
φ100	10,090,000 円

- 注1: メーターの口径を増径する場合は、新口径と旧口径の差額となります。
注2: メーター口径φ100mmを超えるものは、市長が別に定めた額

申請1件に対し、設計審査および検査手数料 2,100 円

<お問い合わせ先>

- 給水装置工事に関する事 給排水課 電話(直通) (077)561-2443
- 水道使用料金に関する事 上下水道総務課 (077)561-2440
- 水道の開栓・閉栓、料金の収納に関する事 水道お客様センター (077)561-2441

(裏面)
誓約事項

1. この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申込者の責任において解決します。
2. この工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、申込者および指定工事店の責任において解決します。
3. 工事の施工にあたっては、関係法令、条例等を遵守します。
4. 工事の施工にあたり、主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理および指導監督にあたさせます。
5. 配水管等から給水管の分岐、配管および撤去を行うにあたり、必要な技能を有する者を従事させ、または、その者に当該工事に従事する者を監督させます。
6. 当該工事に係る掘削、埋め戻し、舗装復旧等にあたっては、道路管理者の許可条件(私道の場合は土地所有者の承諾条件)のとおり施工します。
7. 掘削工事当日に仮舗装を行い、舗装本復旧完了までは、責任をもって道路掘削後の管理をいたします。道路面に不陸および陥没等があった場合は、ただちに現地に駆けつけ、必要な措置を行います。
8. 当該工事に関し、道路を使用するときは、警察署の許可条件に従い施工します。

申込者氏名

印

指定給水装置工事事業者

印